

高知大学医学部附属病院麻薬取扱規則

平成16年4月1日
規則第266号

最終改正 平成23年3月31日規則第107号

(趣旨)

第1条 高知大学医学部附属病院(以下「病院」という。)における麻薬の取扱いは、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号。以下「法」という。)等の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(麻薬取扱者)

第2条 病院に、麻薬管理者(以下「管理者」という。)、麻薬施用責任者(以下「施用責任者」という。)及び麻薬施用者(以下「施用者」という。)を置く。

(管理者等)

第3条 管理者は、原則として薬剤部長をもって充てる。

2 施用責任者は、原則として診療科の病棟医長をもって充てる。

3 施用者は、診療に従事するすべての医師及び歯科医師をもって充てる。

(免許の取扱い)

第4条 管理者及び施用者免許(以下「免許」という。)は、医学部・病院事務部総務企画課(以下「総務企画課」という。)で取り扱う。

2 総務企画課は、免許を保管し、免許の写しを管理者及び施用者に交付する。

3 総務企画課は、施用者の名簿を備えるとともに、名簿の写しを管理者に提出する。また、施用者の籍、免許記載事項等に変更が生じた場合は、速やかに管理者に通知しなければならない。

(麻薬現品の取扱い)

第5条 病院の施用麻薬の交付方法は、定数配置制(病棟分散保管)とする。

2 管理者は、病院内のすべての麻薬の保管及び管理を行う。

3 施用責任者は、管理者から交付された施用麻薬の保管及び出納の記帳を行う。

4 施用者は、麻薬を施用する都度、施用責任者から交付を受ける。

5 施用者は、施用後、速やかに法第41条の規定に基づく手続を行い、管理者に報告しなければならない。

6 管理者は、施用者から前項の報告を受けたときは、施用した数量の麻薬を施用者に交

付する。

7 施用者は、管理者から交付された麻薬を施用責任者に返納する。

8 施用責任者は、施用者から返納された麻薬を保管、出納する。

(廃棄)

第6条 施用者は、施用直前、なんらかの理由で施用を中止をした場合は、直ちに現品を添えて、その際の理由を管理者に報告しなければならない。

(事故)

第7条 施用者は、施用しようとした際、なんらかの理由でアンプルを破損等して施用できなくなった場合は、直ちに破損等したアンプル片とその際の理由を管理者に報告しなければならない。

(麻薬中毒)

第8条 施用者は、癌等末期の患者の疼痛緩和のため施用を続けた際、患者に麻薬中毒の症状が認められたときは、速やかに管理者に報告しなければならない。

(処方せんの交付)

第9条 施用者は、麻薬を交付するときは、麻薬処方せんを発行しなければならない。

(診療録の保管)

第10条 施用者は、麻薬を施用したとき、又は施用のため交付したときの診療録が立入検査等の際、容易に他の診療録と識別できるように保管しなければならない。

(記載)

第11条 麻薬に関する記載は、墨又はインキで記載しなければならない。

(書類等の保管)

第12条 麻薬に関する書類等の保管は、2年間とする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。